

4. 市民等環境意識調査結果（概要）

（1）調査目的

本調査は、市民・市内事業者等の環境に対する意識を身近な環境から地球規模の環境に至るまで様々な側面からとらえ、今後の環境施策の展開に反映させるとともに、新玉野市環境基本計画へ反映させる等、今後の環境行政の推進に活かすものです。

（2）調査概要

図表 4-1 調査概要

調査対象	調査方法	調査時期	有効回収数 (有効回収率)
市民	1,500 人を無作為抽出, 郵送による配布・回収	平成 23 年 6 月 22 日 ～ 7 月 15 日	610 (40.7%)
事業者	100 事業所を抽出, 郵送による配布・回収		63 (63.0%)
中学生	教育委員会を通じて 560 人に配布・回収		504 (90.0%)

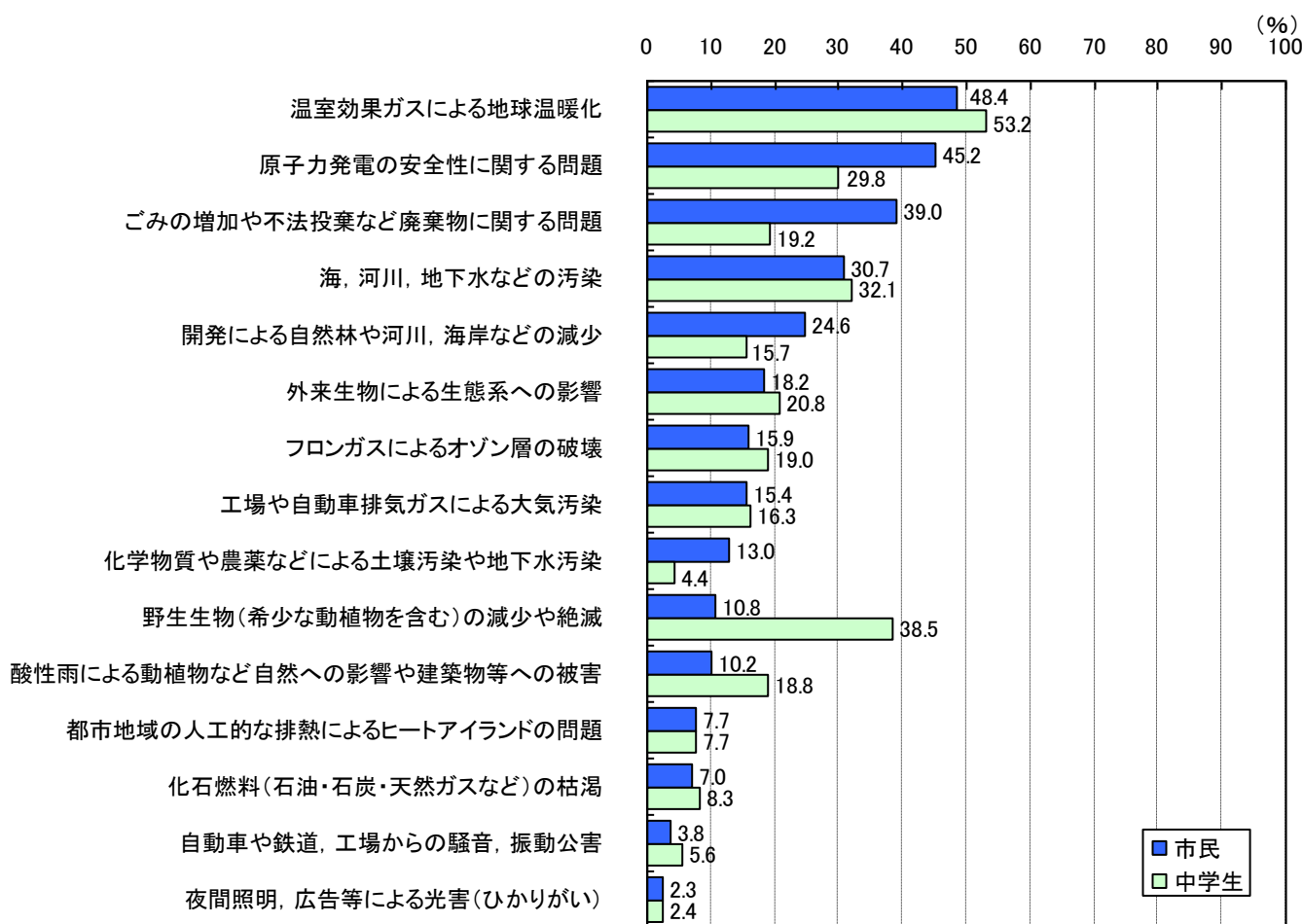
(3) 調査結果（概要）

① 関心のある環境問題（市民，中学生）

関心のある分野について，市民，中学生共に「温室効果ガスによる地球温暖化」が最も多くなりました。これは，近年の地球温暖化問題に対する意識の高まりを受けての結果と考えられます。次いで市民では「原子力発電の安全性に関する問題」が高い値となり，東日本大震災の影響と考えられます。

一方，中学生では「野生生物の減少や絶滅」の項目が高い値となり，野生生物の保護や生物多様性に関する内容を，環境教育・学習として推進していく必要があります。

図表 4-2 関心のある環境問題

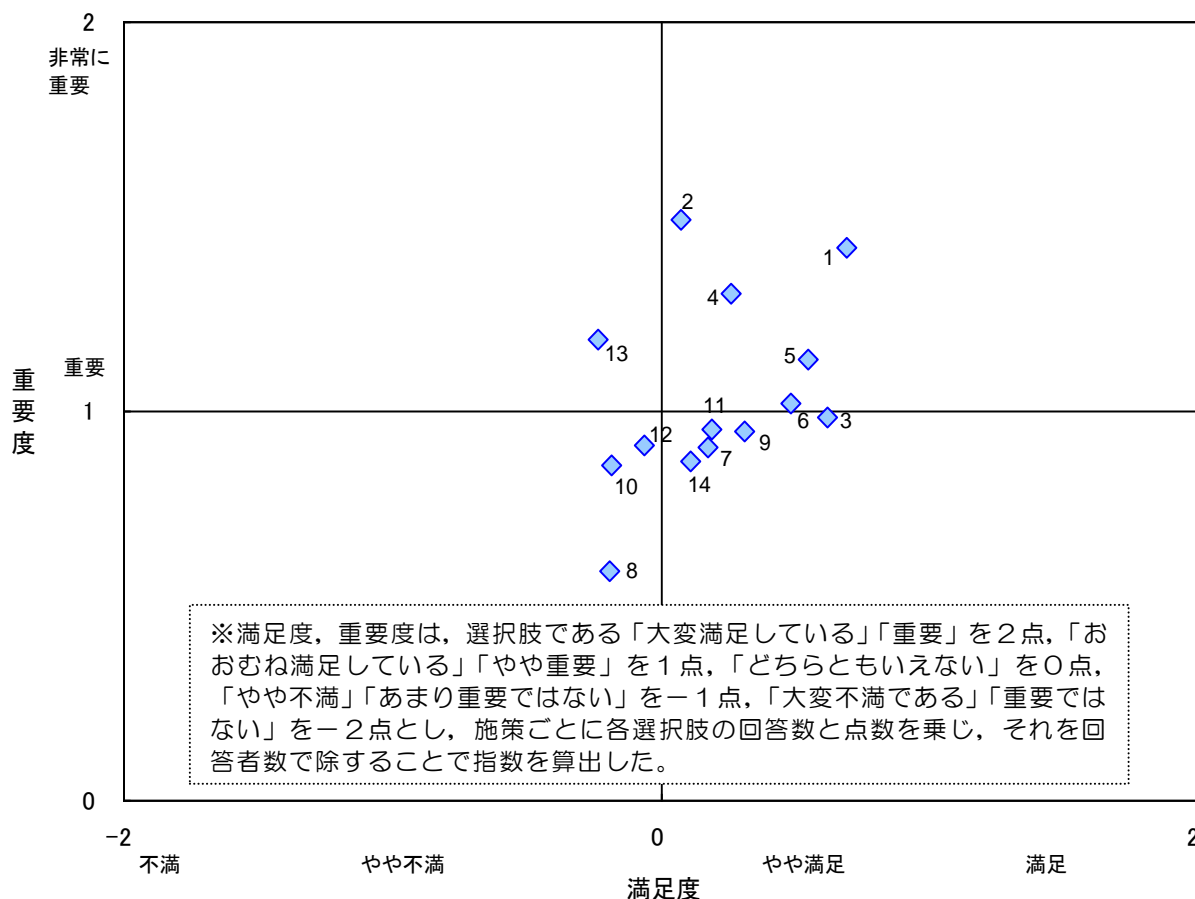


②環境の満足度と重要度（市民，中学生）

市民の満足度が低く，重要度が高い項目を見ると，「川や湖，海辺のきれいさ」「環境を守る市民意識の高さ」が挙げられます。水質の改善対策や，今以上の市民への意識啓発といった施策を実施することが必要です。

図表 4-3 環境の満足度と重要度（市民）

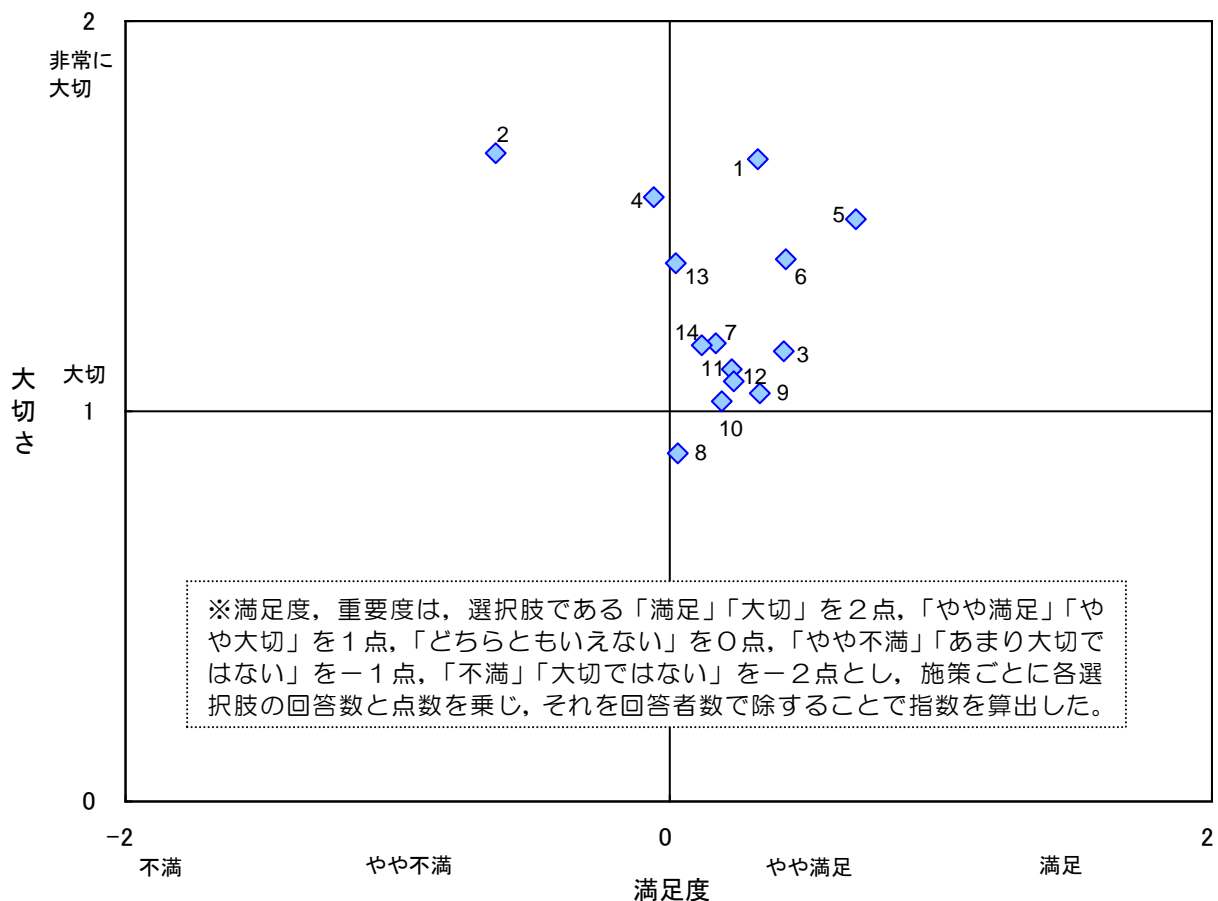
No.	項目	満足度	重要度
1	空気のきれいさ	0.695	1.421
2	川や湖，海辺のきれいさ	0.078	1.493
3	まちの静けさ（生活騒音や工場騒音等）	0.619	0.983
4	まちの清潔さ	0.264	1.304
5	まちの中の緑の多さ	0.551	1.134
6	自然とのふれあいの場の整備	0.484	1.019
7	水と水辺とのふれあいの場	0.174	0.909
8	歴史的雰囲気 richness	-0.191	0.589
9	自然景観・田園景観の美しさ	0.310	0.947
10	街並み景観の美しさ	-0.181	0.859
11	公園やレクリエーション空間	0.188	0.953
12	文化・コミュニティ施設等の充実度	-0.060	0.914
13	環境を守る市民意識の高さ	-0.231	1.185
14	まちの匂い	0.111	0.872



中学生の環境の満足度と大切さについて見ると、「川や湖、海辺のきれいさ」については市民アンケート結果と同様に満足度が低く、大切さが高い結果となりました。

図表 4-4 環境の満足度と重要度（中学生）

No.	項目	満足度	重要度
1	空気のきれいさ	0.329	1.648
2	川や湖、海辺のきれいさ	-0.634	1.660
3	まちの静けさ(生活騒音や工場騒音など)	0.420	1.155
4	まちの清潔さ	-0.056	1.548
5	まちの中の緑の多さ	0.686	1.493
6	動植物など自然の豊かさ	0.429	1.388
7	水と水辺とのふれあいの場	0.175	1.173
8	歴史的雰囲気豊富さ	0.032	0.893
9	自然景観・田園景観の美しさ	0.333	1.044
10	町並み景観の美しさ	0.196	1.025
11	公園やレクリエーション空間	0.233	1.108
12	文化・コミュニティ施設の充実度	0.243	1.075
13	環境を守る市民意識の高さ	0.024	1.378
14	まちの匂い	0.120	1.167

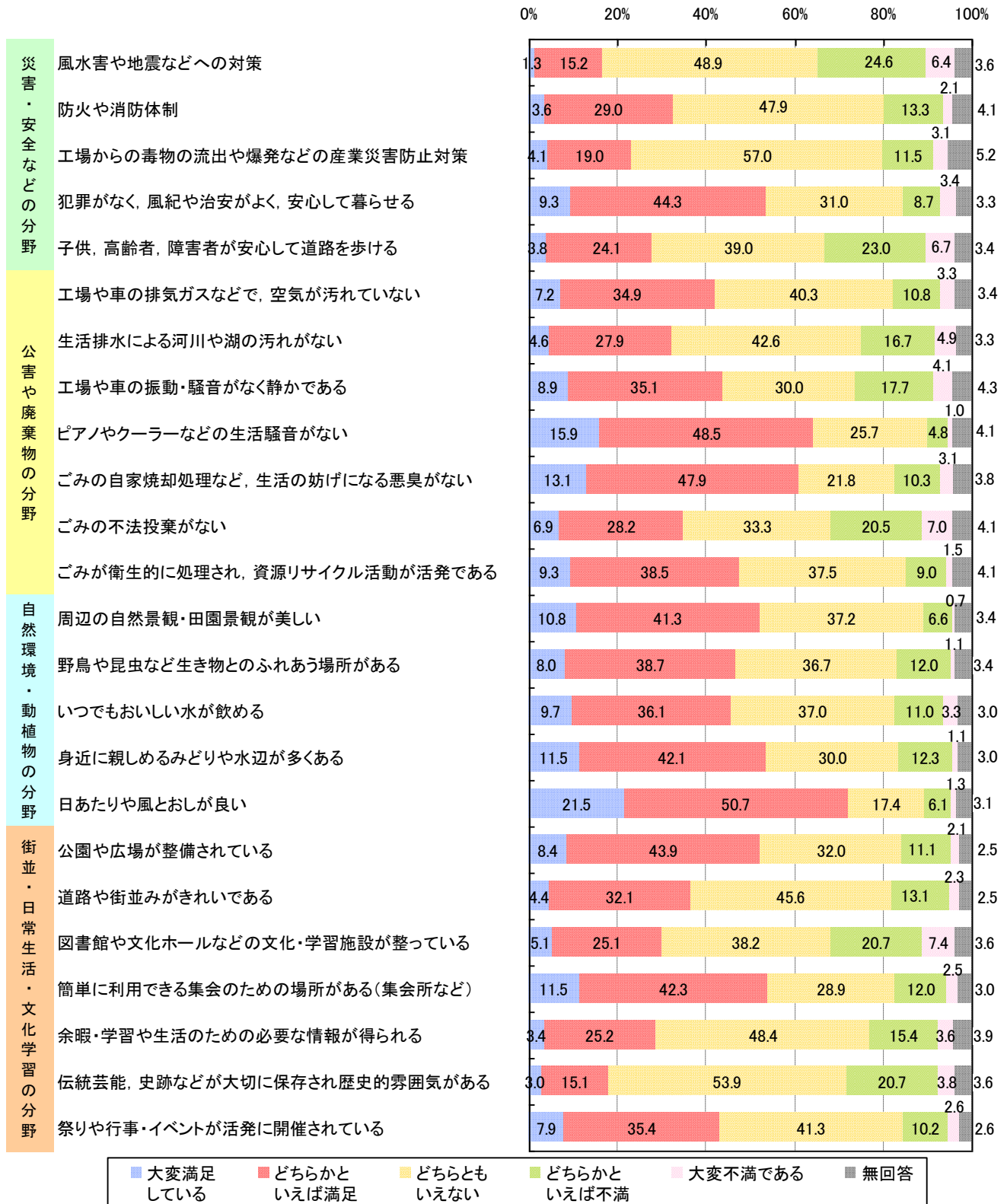


③生活環境の満足度（市民）

満足度の高い項目は、「日あたりや風とおしが良い」「ピアノやクーラーなどの生活騒音がない」などが挙げられます。

「風水害や地震などへの対策」「産業災害防止対策」などの項目は満足度が低く、災害対策が今後の課題として挙げられます。

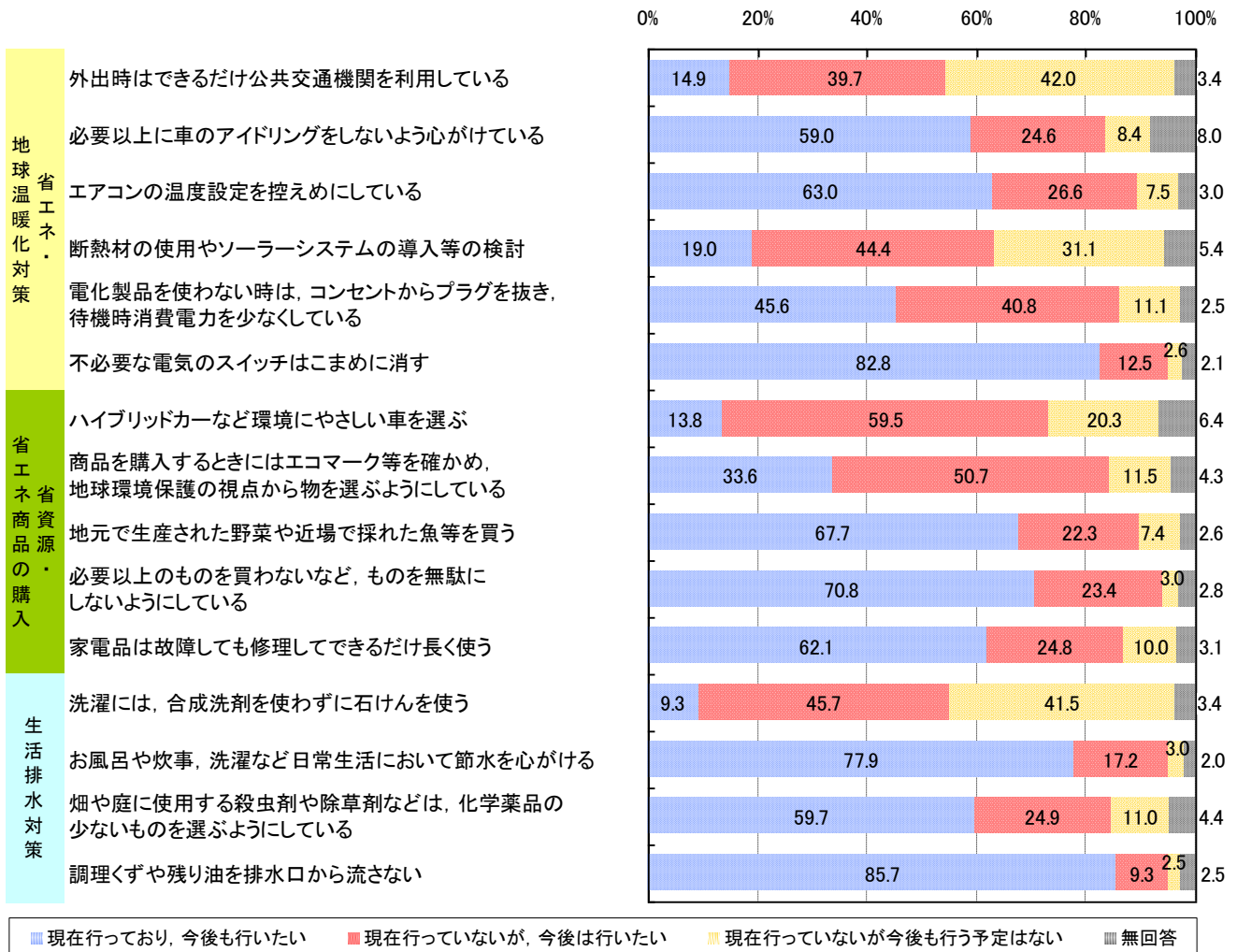
図表 4-5 生活環境の満足度



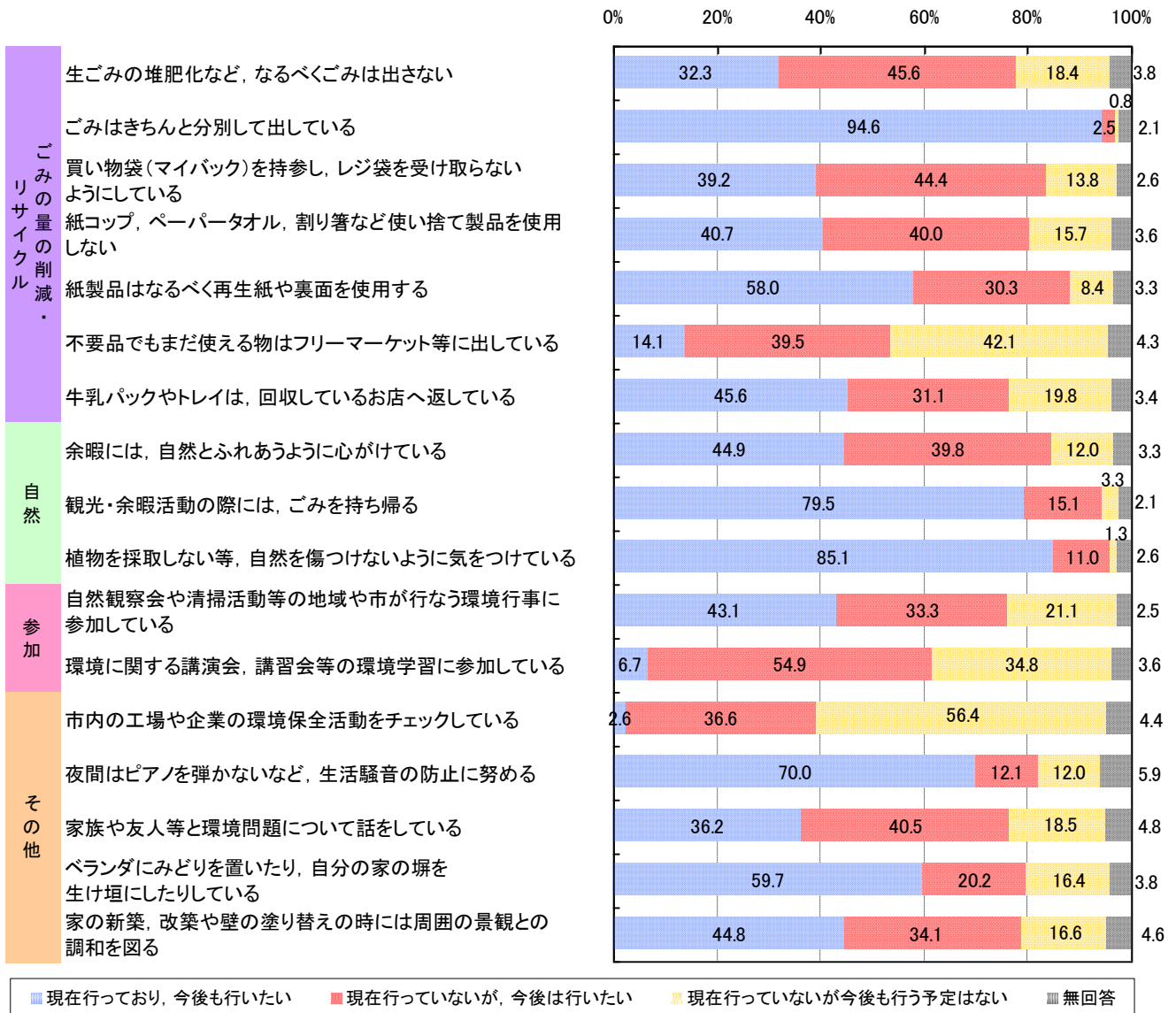
④環境に配慮した取り組み（市民）

「現在行っており、今後も行いたい」の割合が低い項目は、「市内の工場や企業の環境保全活動をチェックしている」「環境に関する講演会、講習会等の環境学習に参加している」などです。また、取り組んでいる割合が比較的低い項目の一つに「外出時はできるだけ公共交通機関を利用している」があり、公共交通網の充実が課題として挙げられます。

図表 4-6 環境に配慮した取り組み（その1）



図表 4-6 環境に配慮した取り組み（その2）

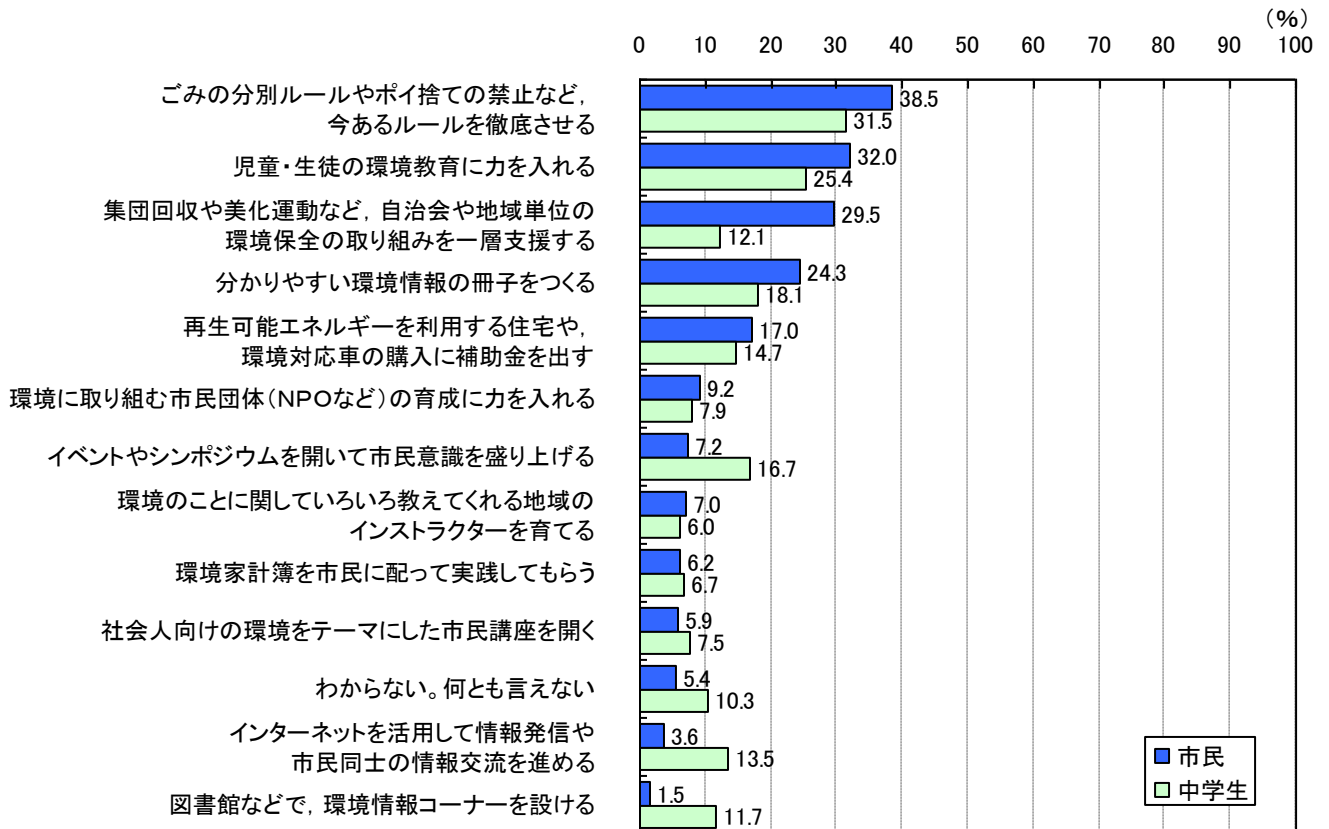


⑤環境に対する取り組みを広げていくための支援策（市民，中学生）

市民，中学生共に「今あるルールを徹底させる」「児童・生徒の環境教育に力を入れる」などが上位を占めています。

また，中学生では「イベントやシンポジウムを開いて市民意識を盛り上げる」「市民同士の情報交流を進める」などの項目も一定の割合を占めており，情報提供の支援が求められています。

図表 4-7 環境に対する取り組みを広げていくための支援策



⑥必要な環境施策（市民）

「乱開発を抑え，自然環境を保全する」「資源回収をより一層進め，リサイクルを推進する」「下水道など，環境を守るための基盤施設を整備する」「自然を回復したり，水辺の親水空間を作るなど自然を創造する」などが上位となり，自然環境を守るための項目が複数上位を占めています。

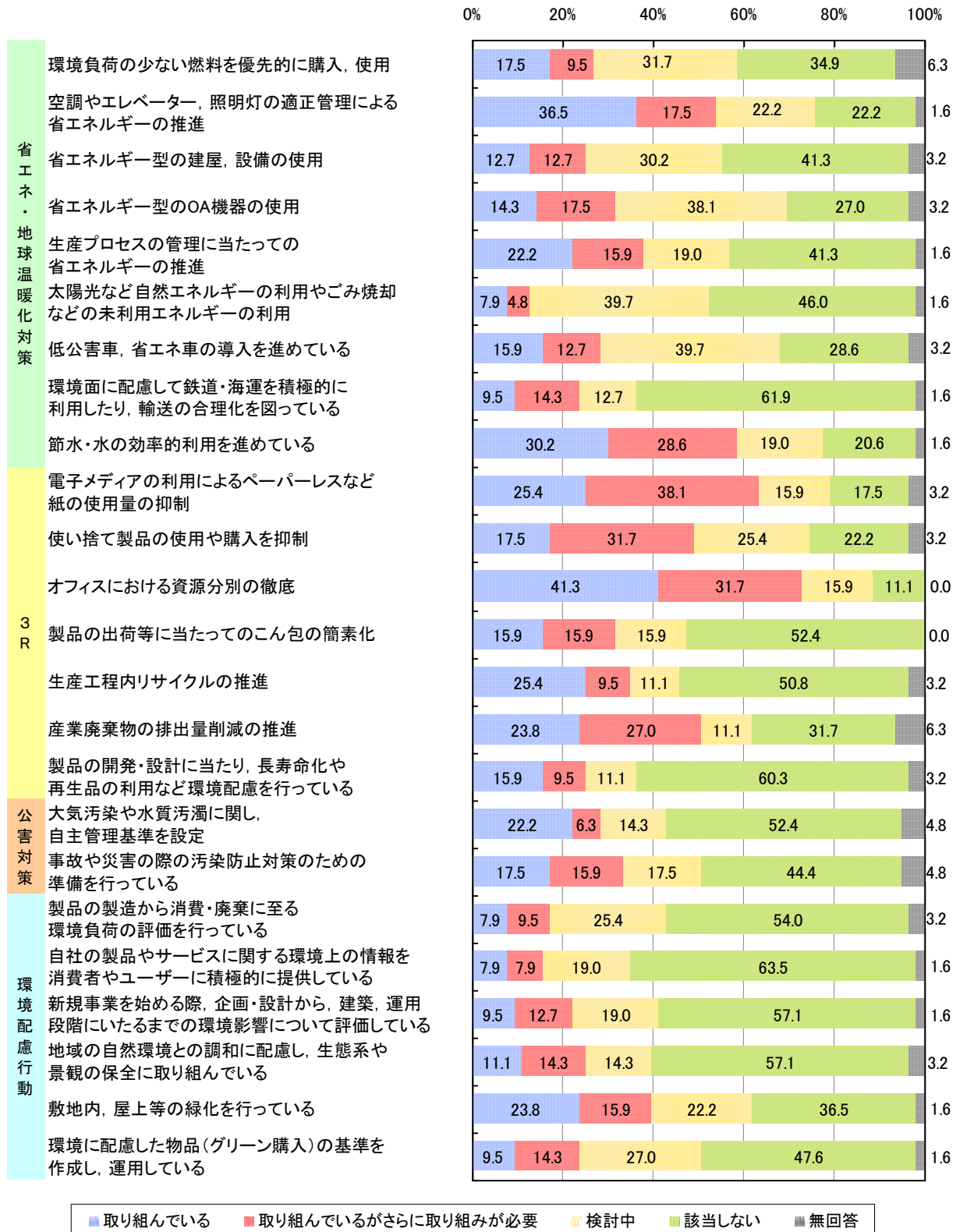
図表 4-8 必要な環境施策



⑦環境保全のための取り組み（事業者）

環境保全のための取り組みについて、「検討中」の割合が高い項目を見ると、「太陽光など自然エネルギーの利用やごみ焼却などの未利用エネルギーの利用」など、いずれもハード面での取り組みとなっています。事業者に対する、設備等導入補助施策の推進が必要と考えられます。

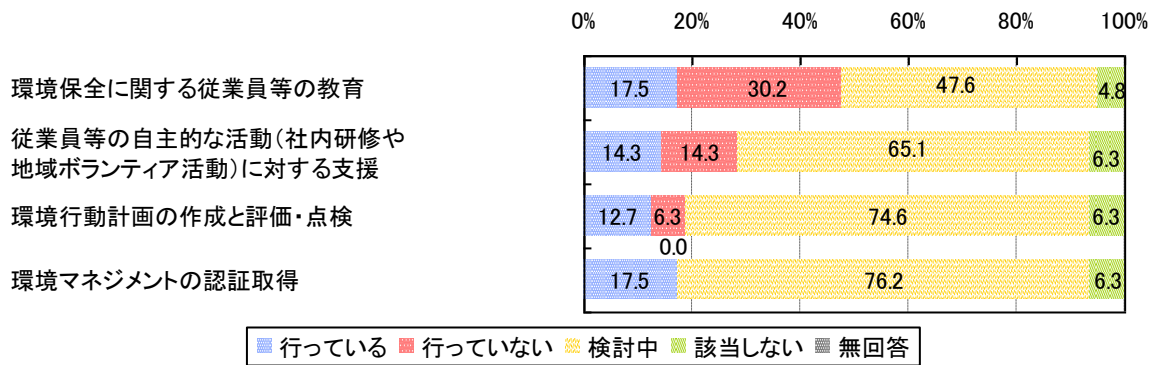
図表 4-9 環境保全のための取り組み



⑧社内体制の整備等（事業者）

社内体制の整備については、いずれの項目も「行っている」の割合が低い結果となりました。環境への負荷の自己チェックを進めるためにも、社内体制の整備を支援していく必要があります。

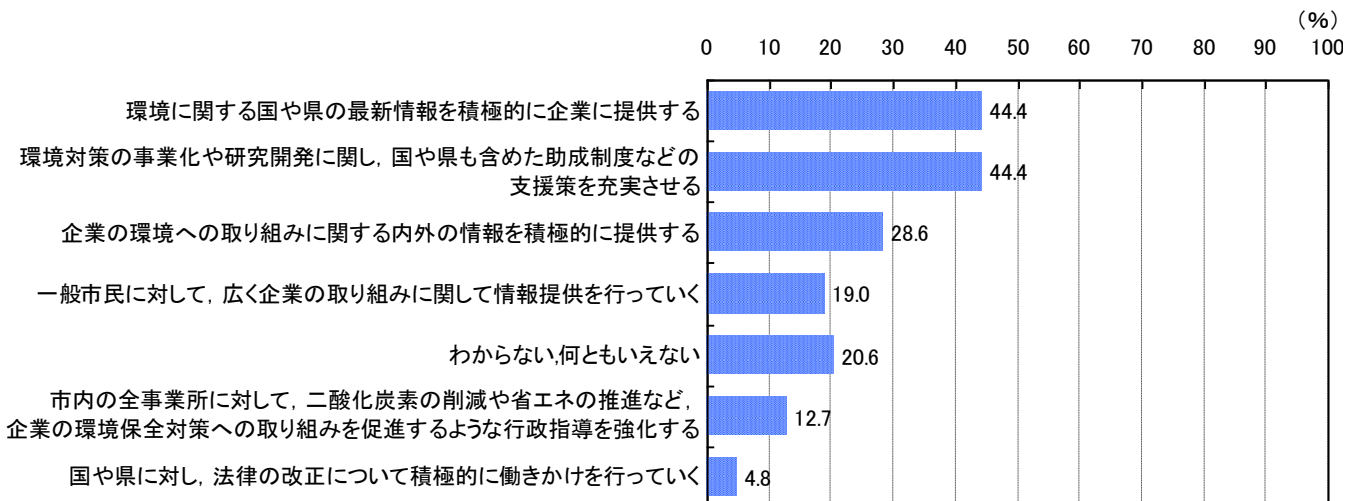
図表 4-10 社内体制の整備等



⑨玉野市が推進すべき施策（事業者）

玉野市が推進すべき施策について、「国や県の最新情報を提供する」と「助成制度などの支援策を充実させる」が同率で最も多い割合となりました。玉野市ホームページ内に企業向けの情報提供サイトを設置するなどの情報提供を行うとともに、助成制度の推進を検討する必要があります。

図表 4-11 玉野市が推進すべき施策

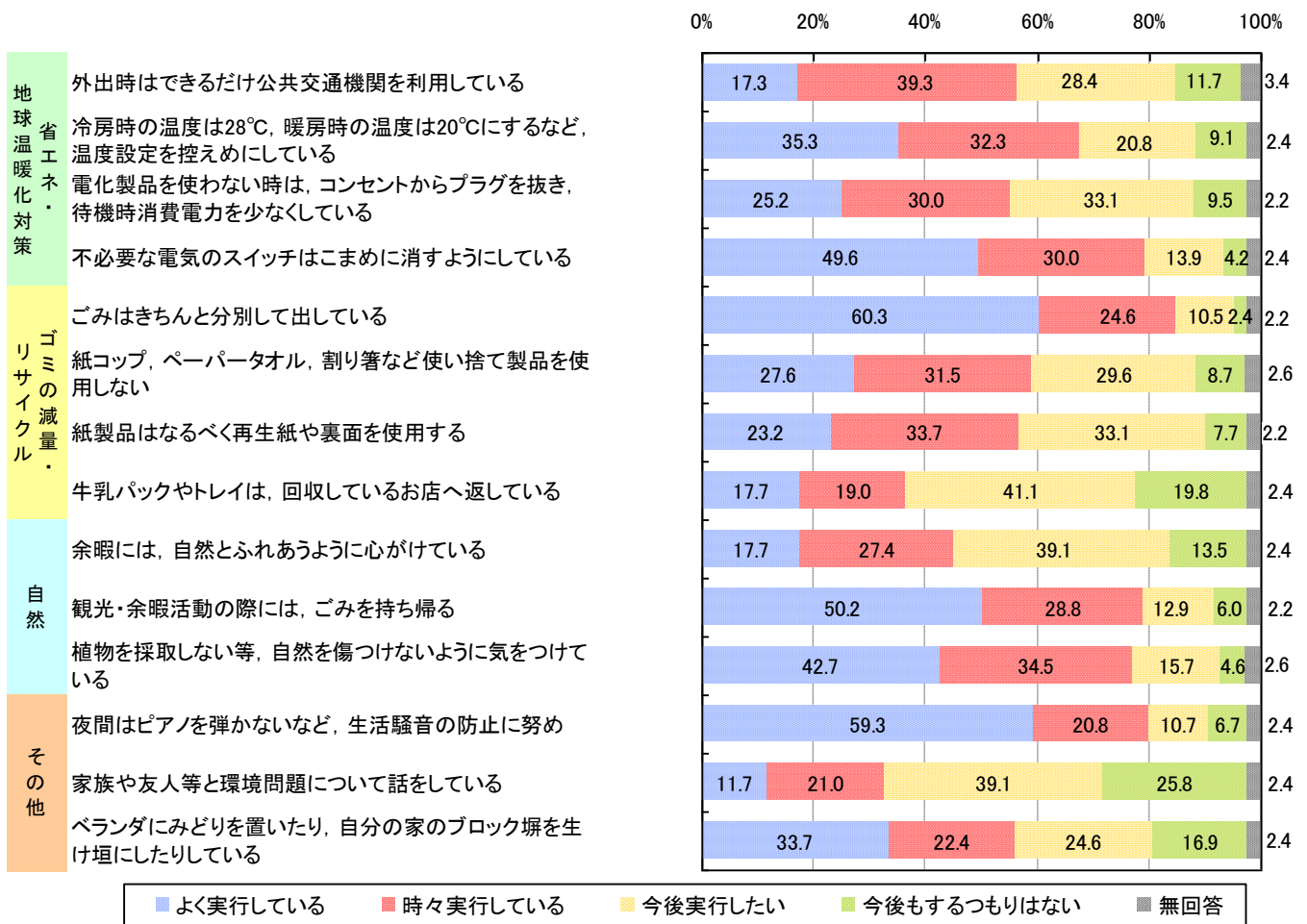


⑩環境に配慮した取り組み（中学生）

「実行している」の割合が低い項目を見ると、「牛乳パックやトレイは、回収しているお店に返す」「余暇には自然とふれあう」「家族や友人と環境問題について話をする」が挙げられます。これらの項目は市民アンケート結果では、取り組み割合が高い項目であり、中学生とは結果に違いが見られます。

「ごみの分別」や「 unnecessaryな電気をこまめに消す」といった項目は、市民アンケート結果と同じく高い割合で実行されています。

図表 4-12 環境に配慮した取り組み



5. 環境用語解説

あ行		
1	ISO(国際標準化機構)	ISO はジュネーブに本部を置く工業製品等の国際規格化を目的とする機関です。ISO が定める規格の中に 14000 シリーズがあり、環境方針や環境側面などの要素と附属書からなっている ISO14001 を、環境マネジメントシステムの国際規格とっています。
2	アイドリングストップ	自動車の駐停車中において、不必要なエンジンの使用を控えることです。これにより、ガソリン等の石油燃料の節約や、大気汚染、騒音、悪臭、二酸化炭素等の排出を抑えることができ、近年販売されている乗用車には、この機構を自動化したものが登場しています。
3	悪臭	大気汚染物質としての規制を受けないものの中にも、人が不快に感じるにおいを発するものがあります。事業上で生ずる排気や排水、原材料や製品そのものなど、様々な種類のおいについて、悪臭防止法において規制基準が定められています。特定の化合物については 22 種類、このほか、臭気判定士が示す臭気指数によって規制をする方法も採られています。
4	アメニティ	アメニティとは、イギリスにおいて、元来、都市問題や環境問題に係る概念として出てきたものであり、快適さ、喜ばしさと同様です。一般的に、アメニティは「快適な環境」と訳されており、生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統が互いに他を生かし合うように、バランスよく存在し、その中で生活する人が好ましいと感じる状態を意味しています。
5	エコアクション 21	事業者が環境問題への取り組みを効果的に行うことを目的に、その仕組みづくり、実施、改善、公表の方法を示すガイドラインとして環境省が策定したものです。
6	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて都道府県に提出した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者の愛称です。
7	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体のことを温室効果ガスといいます。温室効果ガスにはさまざまなものがありますが、1997 年 12 月の「地球温暖化防止京都会議」での排出削減対象となったのは、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、亜酸化窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF ₆) の 6 物質です。
か行		
8	カーシェアリング	1 台の自動車のある地域のコミュニティーに属した複数の会員で利用する自動車の利用形態のことです。
9	カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動です。
10	カーボン・フットプリント	商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を CO ₂ 量に換算し表示する仕組みです。

11	外来生物	もともといなかった地域に、人間活動によって他地域から入ってきた生物のことです。このうち、特に人の生命・身体、農林水産業などに悪影響を与えるおそれのある侵略的なものは、「特定外来生物」として外来生物法により飼育・栽培・譲渡・輸入などが規制されています。尻島湖周辺に見られる哺乳類のヌートリア、魚類のブルーギル、植物のアソラ・クリスタータなども特定外来生物として指定されています。
12	環境家計簿	家庭からの温室効果ガス排出を抑制する目的で、抑制の対策を講じるにあたって現状の排出量を知るために、月ごとのエネルギー使用量やごみ排出量などを家計簿に見立て記録するものです。
13	環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、政府が技術的可能性も加味しながら大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めることとされているものです。加えて、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定により、大気、水質（水底の底質の汚染を含む）、土壌のダイオキシン類についても平成 12 年から環境基準が定められています。
14	環境保全協定	公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される紳士協定のことです。環境保全協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格を有しています。
15	環境マネジメントシステム	単に法令等の規制基準の遵守にとどまらず、企業の活動、製品またはサービスに伴う環境負荷や環境リスクを低減し、発生を予防するための行動計画を立て、継続的に改善を進める一連の企業の自主的取り組みをいいます。
16	京都議定書	平成 9(1997)年に気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が京都で開催され、ここで採択された加盟国間の約束事です。2012 年までの間に温室効果ガス排出量を 1990 年と比べて先進国全体で 5%削減することを目的とし、先進国各国に削減義務が課されました。この削減目標の設定が公平でないとして最大の排出国であったアメリカが一貫して批准をしなかったこと、2007 年にアメリカを逆転して排出量一位となった中国や、今後の増加が見込まれるインドなどが開発途上国として削減義務を課されていなかったことなどから、そもそもの実効性が疑問視されていました。
17	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入することをいいます。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフスタイルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要があります。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされました。
18	グリーンツーリズム	都市住民が農山村を訪れ、その地域の豊かな自然、農林業の生活、伝統文化の体験、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、農林業の体験、農村レクリエーション施設の利用、観光農園などの形で行われています。

19	原子力発電	さまざまなエネルギーを電気エネルギーに変えて利用する方法として、石油・石炭・天然ガスなどを燃焼させたときの化学エネルギーを利用する火力発電、ダムなどによって高い場所に貯めた水の有効位置エネルギーを利用する水力発電が代表的ですが、原子力発電は、物質を燃焼させる代わりに、物質を構成する基本要素である原子核の反応によって得られる核エネルギーを熱源に利用して電力を得ます。中でも主流のウラン利用型は、“燃料”の利用効率が悪く、使用を終えた“燃料”の中にも核エネルギーを発する放射能が多く残っており、その取り扱いが困難であるために、事故が起こったときの特殊性から極めて慎重な運用が求められています。
20	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るものです。
21	公害	環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、これら7種類の公害は「典型7公害」と呼ばれています。
22	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物等へも影響を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグといいます。
23	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及び接続する公共溝渠、かんがい用その他公共の用に供される水路のことを指す用語です。
さ行		
24	COD(化学的酸素要求量)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、CODが大きいほど、汚濁が進んでいるといえます。
25	COD75%値	年間のy個の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ (その値が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目にくる数値です。環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態にあるときの測定値によって判断することになっていますが、通常の状態の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなすことになっていました。
26	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼びます。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつです。
27	新エネルギー	政策的には、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく次の3つの形態に分類されます。 ①太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー等の自然エネルギー(再生可能エネルギー) ②廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー等のリサイクル・エネルギー ③燃料電池、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車等の従来型エネルギーの新利用形態

28	生活排水	調理，洗濯，入浴，し尿など，日常生活に伴い排出される排水のことです（このうち，し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という）。こうした有機物質，窒素，りんを多く含む排水が河川，湖沼，海洋に流入すると，その水系の自然浄化能力を超えて富栄養化状態となります。このため，アオコや赤潮が発生して魚類や藻類を死滅させることもあります。産業排水については今までの規制，取り締まりの結果，改善しつつありますが，生活排水については対策が進まず，特に，湖沼，湾など閉鎖性水域の水質汚濁がひどいため，下水道の整備や，し尿と台所等の雑排水と一緒に処理する合併浄化槽の設置促進などの対策が進められています。
29	生物多様性	食物連鎖の循環を表す概ね閉じた系列である生態系や，地球全体に多様な生物が存在していることを指すものです。
30	騒音	人が聞いて騒がしく不快に感じる音です。音の高さによって聞き取りやすさに違いが表れますが，通常はこれを人の耳に合わせて補正し，その大きさを「デシベル」で表します。工場・事業場や自動車交通，新幹線，航空機など特定のものは，騒音規制法でデシベル表示による規制値が設けられています。
た行		
31	大気汚染	代表的な汚染物質としては，硫黄酸化物，窒素酸化物，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダントなどがあげられます。我が国では，1960年頃から三重県四日市市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となりました。このため，大気汚染防止法による排出規制と，公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされています。近年は，有害化学物質の排出抑制対策も推進されています。
32	低公害車	走行時に排出する大気汚染物質が少なく，周辺環境への負荷が少ないとされる自動車のことで，電気自動車や圧縮天然ガス自動車，ハイブリッド自動車などを指します。
33	低炭素社会	地球温暖化問題においては，温室効果ガスの中でもとりわけ排出量の多い「二酸化炭素」が象徴的に取り上げられ，他の種類の気体もその温室効果の大きさを二酸化炭素に換算して表現します。これらの排出量が少ない社会を目指す観念です。
は行		
34	パーク＆ライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が，自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し，そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステムです。
35	パートナーシップ	「協働」（市民・事業者・行政等が，同じ目的のために，ともに協力・連携して行動すること。）と同義に使用されます。
36	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のことで，利用方法としては，燃焼して発電を行うほか，アルコール発酵，メタン発酵などによる燃料化や，ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがあります。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており，廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立ちます。
37	ヒートポンプ	高温側から低温側に熱を移し変える装置としては熱交換器がありますが，ヒートポンプはその逆で，水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で低温側から高温側に熱を移動させる仕組みです。
38	フード・マイレージ	食料の総重量と輸送距離を掛け合わせたものです。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど，輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため，フードマイレージが高いほど，食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることとなります。

39	不法投棄	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められています。不適正な方法で、公共の場所や他人の土地・建物等へごみを投棄することが禁じられています。
や行		
40	有害物質	人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法で排水基準を定めた物質のことです。公共用水域の環境基準の場合の「健康項目」と同一物質を指しています。
41	有機栽培	農産物の栽培において、人工的に合成された化学肥料や農薬などの化学物質を使用せず、土中の生態系の健全性を重視した農法を用いることをいいます。一般に、化学肥料を使わない場合に比べて収量が下がりますが、農産物に農薬の蓄積を生ずるおそれがない利点もあります。
ら行		
42	りん	窒素とともに、水中の栄養塩類として閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つです。窒素と同様に、溶存態の無機と有機及び懸濁態磷に区別され、これら全てを全磷と呼びます。生活排水、工場排水、農業排水などにより閉鎖的水域に供給され、栄養塩類の増加による富栄養化を引き起こします。
43	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物に関するデータ集です。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、日本では、平成元(1989)年に環境省が日本版レッドデータブックを発表しています。
数字		
44	4R	廃棄物の減量に向け、循環型社会形成推進基本法に導入された考えかたです。環境省が推進する「3R」運動は Reduce（ごみの発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（ごみの再生利用）の頭文字を取ったものですが、近年、ここに Refuse（ごみの発生回避）を加えた「4R」という表現も使われるようになってきました。

新玉野市環境基本計画

平成 24 年 3 月

発 行：玉野市

編 集：玉野市環境水道部環境保全課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野 1-27-1

TEL:0863-32-5520 FAX:0863-32-5513

URL: <http://www.city.tamano.okayama.jp/>

E-Mail: kankyous@city.tamano.okayama.jp

玉 野 市

